



お知らせ

【要予約】マイナンバーカード
申請・受取(時間外・休日)

日 5月8日(木)・27日(火)
午後5時30分～7時30分
5月11日(日) 午前9時～正午
所 市民課(市役所1階)
問 マイナンバーお問い合わせダイヤル
☎ ②8303(市役所1階)

豆田町伝統的建造物群保存地区
内での建築行為等の相談会の開催

豆田町伝統的建造物群保存地区内
で、建物等を建築・改修する行為や土
地を舗装するなどの形状変更、樹木等
の伐採行為などを行う場合は、事前に
申請手続が必要です。このような行為
を予定している人は、ご相談ください。
日 5月9日(金) 午前10時～午後3時
所 豆田まちづくり歴史交流館(離れ座敷)
申 5月8日(木)までに下記に電話で申込み
問 文化財課町並み保存係
☎ ④7171(市役所別館2階)

飼い主のいない猫の
不妊去勢手術費用の助成



対 飼い主のいない猫を適正に管理する
活動をしている個人又は団体
■ 助成対象
飼い主のいない猫の繁殖抑制を対策
とした不妊去勢手術の費用
■ 助成額
・雄 上限5,000円/1匹
・雌 上限10,000円/1匹
※手術前に申請が必要です。事前に
下記にご相談ください。
申 9月30日(火)までに、申請書等を下記
に提出(予算がなくなり次第終了)
問 環境課企画推進係
☎ ②8357(市役所2階)

建築基準法・建築物省エネ法 改正
建築確認等の手続が変わりました

■ 4月1日からの主な改正内容
①都市計画区域外における木造建築物
の建築確認、検査の対象
(旧)階数3以上又は延べ面積が500
㎡を超える建築物
(新)階数2以上又は延べ面積が200
㎡を超える建築物
※区域等に関わらず「階数2以上又は
延べ面積が200㎡を超える建築物」
について、大規模の修繕・模様替を
する場合も対象となります。
②新築・増改築する際の省エネ基準
適合義務の対象拡大
(旧)非住宅で延べ面積300㎡以上の
建築物
(新)住宅を含む全ての建築物(10㎡
以下の新築・増改築、自動車車
庫、常温倉庫などは対象外)
問 建築住宅課指導審査係
☎ ②8226(市役所5階)

住宅等の新築やリフォームに
日田材又は家具ポイントを支給

内 ①新築 最大20万円分
②リフォーム 最大15万円分
対 自らが居住する住宅の新築・リフォー
ム(内外装の改修・増築)又は住宅
等に付属する事業用を除いた施設の
新設・修繕(倉庫・車庫・塀など)
■ 条件
・木材使用量の80%以上が日田材で
あること
・年度内に完成確認(新築の場合は
上棟など)ができること
・市内の業者が施工すること
・木材を使用する工事の着工前であること
・新築は日田材を10㎡以上使用すること
・令和6年度に日田材又は日田家具
ポイントの支給を受けていないこと
※その他条件があります。詳細は市ホー
ムページ(下記二次元コード)をご確
認ください。
※先着順。予算がなくなり次第終了。
※令和5年7月豪雨によって被災した
住宅の建て替え、住宅や店舗の修繕
についてもご相談ください。
問 顔の見える日田材の家づくり等推進
協議会(日田木材協同組合内)
☎ ④2167
林業振興課林業振興係
☎ ②8362(市役所3階)



日田材を使って店舗等の
木質化をしませんか



内 対 下記①～③のとおり。ただし利用者
から見えない部分等は対象外です。
①商業用店舗(販売・飲食等)、旅館・
ホテル(フロント・ロビー)
・内外装木質化にかかる工事費の2分
の1を補助(最大50万円)
・新築の場合は構造が木造軸組工法
であれば5万円を加算
②公共的施設等(教育福祉施設、病公
共交通機関の旅客施設や休憩所)
・内外装木質化にかかる工事費の3分
の2を補助(最大100万円)
③公共的施設等における東屋、ベンチ
等の設置
・木工事にかかる工事費の3分の2を
補助(最大10万円)
■ 条件(下記以外のその他条件有り)
・木材使用量の80%以上が日田材で
あること
・市内の業者が施工すること
・着工前(契約前)であること
・①は内外装を日田材で15㎡以上木質化
・②は内外装を日田材で30㎡以上木質化
※施工場所が市外の場合も補助対象。
※先着順。予算がなくなり次第終了。
問 林業振興課林業振興係
☎ ②8362(市役所3階)

一般貨物自動車運送事業者等
経営継続支援事業の補助金

原油価格高騰や物価高騰などによっ
て、経営収支が悪化している貨物自動
車運送事業者に対し、負担の軽減と事
業の継続を支援するために、市内事業
者へ支援金を交付します。
対 ・令和7年4月1日時点で、貨物自
動車運送事業法の許可を得て、
日田市内で貨物自動車運送事業
を営んでいること
・市税の滞納がないこと
■ 交付額
・普通貨物自動車(大型トラック等)
50,000円/1台
・小型貨物自動車・軽貨物自動車
25,000円/1台
■ 上限額 法人50万円、個人15万円
申 8月29日(金)(必着)までに必要書類
等を下記に提出(郵送可)
※詳細は市ホームページ(下記二次元
コード)をご確認ください。
問 商工労政課産業振興係
☎ ②8239(市役所3階)



健康・福祉

～里親になりませんか?～
「里親説明会」の開催



県内には、様々な理由によって家庭で
暮らすことのできない子どもが約450
人います。県では、このような子どもた
ちが、元の家庭に帰れるようになるまで
の間、家庭で育ててくれる「養育里親」
の促進に取り組んでいます。養育里親
になるためには、特別な資格は必要あ
りません。子どもの養育についての理
解・熱意・愛情を持っている等の要件
を満たせば、誰でも申し込みます。
日 6月8日(日)
午前10時30分～正午
所 アオーゼ2階 会議室3
持 筆記用具
申 6月6日(金)正午までに、電話
又はメール、LINE(下記二
次元コード)のいずれかで
NPO法人chiedsに申込み
問 NPO法人chieds(チーズ)
☎ 097-585-5400
M info@chieds.or.jp
こども家庭相談室
☎ ②8230(市役所1階)



マタニティ編
たまご学級の参加者の募集



妊娠中の不安を解消し、健康に過ごし
て安心して赤ちゃんを生み育てるため
の、出産準備・育児教室を開催します。
内 ①妊娠中の歯科と栄養について
②出産に向けての話
赤ちゃんのお風呂の入れ方
お父さんの妊婦体験
対 妊婦とその家族
日 下記開催日の午後7時～8時30分
①6月6日(金)(全員参加)
②6月13日(金)・20日(金)のいずれか
※②は申込時に選択してもらいます。
所 ウェルピア
定 16組
申 5月23日(金)までに電子申請
(下記二次元コード)又は下
記に電話で申込み
問 健康保険課健康支援係
☎ ④3000(ウェルピア)



のびのび相談会



内 「動きが激しい」「こだわりが強い」
「友達とうまく遊べない」など発達や
子どもへの関わり方に関する個別相談
・聞こえや言葉に関する相談
・声の掛け方や遊び方など子育てに関
する相談
対 福祉サービスを利用していない就学
前の乳幼児とその保護者
日 5月23日(金) 午前9時30分から
所 ウェルピア
■ 相談員 作業療法士、言語聴覚士、
保育士、臨床心理士、保健師
申 5月12日(月)までに電子申請
(下記二次元コード)又は電
話、ファックスのいずれかで
下記に申込み
問 健康保険課健康支援係
☎ ④3000
FAX ④0321(ウェルピア)

5月は特別障害者手当・
障害児福祉手当の支給月

在宅で常時特別な介護を必要とする重
度の障がいがある人などに対して支給
される特別障害者手当・障害児福祉
手当(2～4月分)を振り込みますので、
ご確認ください。
■ 支給日 5月9日(金)
※次のような場合は支給対象外ですの
で、下記に必ず届け出てください。
・受給者が死亡又は市外に転出
・病院等に3か月以上継続して入院
・特別養護老人ホームや障害者支援
施設などに入所
問 福祉支援課障害福祉係
☎ ②8290(市役所1階)

在宅介護者の集い
個別相談会

内 在宅で認知症の人を介護している家
族などを対象とした意見交換会
※意見交換会の終了後、希望者の個
別相談に応じます。
日 5月8日(木) 午後1時～3時
所 市役所2階 201会議室
申 5月7日(水)までに電話で下記に申込み
問 長寿福祉課長寿福祉係
☎ ②8299(市役所1階)

在宅高齢者
住宅改造資金の助成



住宅改造が必要な身体状況の在宅高
齢者がいる住宅を、住みやすく整備す
るための経費の一部を助成します。
対 次の①～③に該当し、生計中心者(対
象となる在宅高齢者の生計を実質的
に支える人)の前年の所得金額が
200万円未満の世帯
①要支援・要介護と認定された65歳
以上の高齢者がいる世帯
②住宅改造が必要な75歳以上の高齢
者がいる世帯
③住宅改造が必要な65歳以上の高齢
者のみの世帯
■ 助成対象工事
手すりの取付け、段差の解消、滑り
にくい床材や移動しやすい床材への
変更、和式から洋式への便器の取
替え 等
■ 助成額 対象経費の3分の2以内
(上限40万円)
申 5月30日(金)まで
※工事着手前に申請が必要です。事
前に下記にお問い合わせください。
問 長寿福祉課介護保険係
☎ ②8264(市役所1階)

在宅重度障がい者
住宅改造資金の助成



住宅改造が必要な障がい者がいる住
宅を、住みやすく整備するための経費
の一部を助成します。
対 身体障害者手帳1・2級、療育手帳
A、精神障害者保健福祉手帳1級の
障がい者で、生計中心者(対象とな
る障がい者の生計を実質的に支える
人)の前年の所得金額が200万円
未満の世帯
■ 助成対象工事
対象となる障がい者が日常生活で
常時使用する設備を障がい者に適す
るように改造するもの(玄関、台所、
浴室、便所、廊下、居間、階段、洗
面所、その他必要と認められる箇所)
■ 助成額 対象経費の3分の2以内
(上限40万円)
申 5月30日(金)まで
※工事着手前に申請が必要です。事
前に下記にお問い合わせください。
問 福祉支援課障害福祉係
☎ ②8290(市役所1階)